

宮崎県内12高等教育機関間の
大規模災害等発生時における連携・協力に関する協定書

国立大学法人宮崎大学長

池上 克

宮崎県内12高等教育機関（国立大学法人宮崎大学、公立大学法人宮崎県立看護大学、公立大学法人宮崎公立大学、南九州大学、宮崎国際大学、九州保健福祉大学、南九州短期大学、宮崎学園短期大学、独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校、放送大学宮崎学習センター、宮崎県立農業大学校、独立行政法人航空大学校。以下「締結機関」という。）は、大規模災害等が発生した場合に、互いに連携・協力をを行うことに合意し、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、宮崎県内で大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に、締結機関が相互に連携・協力することにより、被災した締結機関に対する迅速かつ円滑な救援・復旧支援を推進し、もって各締結機関の教育研究活動等の継続あるいは早期復旧させることを目的とする。

（大規模災害等）

第2条 本協定において「大規模災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、風水害等の大規模な自然災害
- (2) 新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延
- (3) その他重大な事件・事故等

（連携・協力事項）

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号について連携・協力をを行う。

- (1) 食料、飲料水、防災用具、医薬品、医療材料その他生活必需物資の提供
- (2) 学生の安否確認に必要な教職員の派遣
- (3) 授業の継続・再開に関する支援
- (4) 入試業務に関する支援
- (5) 学生の就職活動に関する支援
- (6) 被災学生等への生活支援
- (7) 学生関係に係る証明書交付業務に関する支援
- (8) 教員の研究活動に関する支援
- (9) 医療従事者の相互派遣に関する支援
- (10) その他第1条の目的達成のために必要と認めること

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、締結機関のいずれからも特段の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に関して協議が必要な事態が発生した場合は、その都度協議を行う。

本協定締結の証として、本協定書12通を作成し、各機関の長が署名の上、各1通を保有する。

令和元年7月1日

公立大学法人宮崎公立大学長

有馬晋作

南九州大学長

寺原典彦

宮崎国際大学長

山下恵子

九州保健福祉大学長

高崎眞弓

南九州短期大学長

横堀仁志

宮崎学園短期大学長

宗和太郎

独立行政法人国立高等専門学校機構
都城工業高等専門学校長

岩佐健司

放送大学宮崎学習センター所長

松下洋一

宮崎県立農業大学校長

山本麻潤

独立行政法人航空大学校理事長

合木一成